

事業案内

加入の手引き

文芸美術国民健康保険組合

〒101-0021 東京都千代田区外神田 5-2-1 外神田 S ビル 7 階

設 立

昭和 28(1953)年 4 月 1 日、国民健康保険法に基づき、旧厚生省の認可を経て設立された公法人です。平成 30(2018)年 1 月末日現在、組合員(世帯主)は 8,343 名(うち特例組合員は 170 名)、家族は 5,612 名、合計 13,785 名の方々が加入されています。

現在組合に加盟している主な団体

日本文芸家協会、日本美術家連盟、作家健康会、日本シナリオ作家協会、日本漫画家協会、日本児童文学者協会、デザイナー健康会、日本エッセイストクラブ、日本写真家協会、日本インダストリアルデザイナー協会、日本推理作家協会、日本写真作家協会、全日本書道連盟、現代歌人協会、いけばな協会、日本脚本家連盟、日本映画ペンクラブ、日本インテリアデザイナー協会、日本児童出版美術家連盟、日本映画監督協会、日本パッケージデザイン協会、ミュージック・ペンクラブ・ジャパン、日本広告写真家協会、俳人協会、日本作編曲家協会、日本グラフィックデザイナー協会、東京コピーライターズクラブ、東京イラストレーターズ・ソサエティ、全日本書文化振興連盟、工芸美術家健康会、東京グラフィックデザイナーズクラブ、日本ジュエリーデザイナー協会、日本児童文芸家協会、日本映画テレビプロデューサー協会 等 66 団体

役 員

理 事 長	吹田 文明	学識経験 (日本美術家連盟)
副 理 事 長	近藤 篤弘	日本グラフィックデザイナー協会
常 務 理 事	平井 実	学識経験
理 事	中村 定	学識経験 (作家健康会)
〃	山本 良子	学識経験 (全日本書道連盟)
〃	大谷 羊太郎	日本推理作家協会
〃	石谷 洋子	日本脚本家連盟
〃	朴 慶南	日本文芸家協会
〃	小池 良幸	日本写真家協会
〃	堀野 道夫	学識経験 (日本グラフィックデザイナー協会)
監 事	福王寺 一彦	日本美術家連盟
〃	鈴木 公明	日本イラストレーション協会

加入の手引

加入資格

文芸、美術及び著作活動に従事し、組合加盟の各団体の会員である方とその家族

- なお、法人事業所の事業主、従業員の方々は健康保険が強制適用となっており、当組合を含め、国民健康保険には加入できません。
- 後期高齢者の方(75歳以上の方、または65歳以上75歳未満で広域連合より障がい認定を受けている方)は加入できません。
- 住民票上同一世帯の方については、健康保険に加入すべき方、後期高齢者医療制度に加入されている方を除き、ご一緒に加入となります。

加入手続きに必要なもの

- ① 加入申込書(所属団体承認印が押されたもの) ※①、②の書類は所属団体にございます。
- ② 承認済の預金口座振替依頼書(②委託者控)
- ③ 世帯全員と証明のある住民票(発行3ヵ月以内)
- ④ 文芸、美術及び著作活動に従事していることを証明する書面の写し(アとイの両方)

ア. 所得税の確定申告書B控(第一表・第二表・所得の内訳書など職業・所得に関する様式)

※所得の内訳で種目や支払者等が確認できない場合は、文芸、美術及び著作活動に従事していることがわかる書類として、支払者と取り交わした作品名付きの注文書や領収書、請求書、支払通知等(申告書と同年のもの)を複数点ご提出ください。

イ. 作品例(A4用紙にコピー又は印刷し、制作年や納品先名称、作品名が明記されたもの)

※ア.の申告書と制作年が一致するものを複数点ご提出ください。また制作者としてお名前が掲載されている箇所などもあればあわせてご提出ください。インターネット等で制作者等の詳細が確認できる場合は一覧でご提出頂いても差し支えありません。

- 当組合に加入される70歳以上の方は法令等の定めにより所得証明の添付をお願いしております。
- 外国籍の方は国籍・在留資格や期間を確認しますので、記載事項に省略のない住民票をご提出ください。
- 住民票および確定申告書の写し等については個人番号の記載のないものをご提出ください。加入決定後、当組合より個人番号(マイナンバー)のご案内を致します。
- 他の国保から加入される方は、当組合への加入の手続きをし、被保険者証の交付を受けた後、それまで加入していた国保にその旨届け出てください。

保険料

組合員の収入が多い、少ないにかかわらず均等です。

平成30年度(平成30年4月から)

医療保険・後期高齢者支援金分

組合員 …… 1人月額 19,600円(内訳:医療保険分16,000円 後期高齢者支援金分3,600円)
家族 …… 1人月額 10,300円(内訳:医療保険分6,700円 後期高齢者支援金分3,600円)

介護保険分

満40歳から64歳までの被保険者 …… 1人月額 4,000円

特例組合員分

満75歳以上の組合員 …… 1人月額 1,000円

参考 東京都23区(杉並区)の平成29年度の保険料:医療分は賦課標準額の7.47%と均等割(1人38,400円)の合計、年間最高限度額は54万円。後期高齢者支援金分は賦課標準額の1.96%と均等割(1人11,100円)の合計、年間最高限度額は19万円。介護保険料は賦課標準額の1.48%と均等割(1人15,600円)の合計、年間最高限度額は16万円が賦課されます。

給付内容

医療費の負担

自己負担は組合員・家族共 3 割、なお、就学児未満は 2 割、70 歳以上の方は 1 割から 3 割
その他、療養費・高額療養費の支給、入院時における食事代の一部負担については、公営
国保と同じです。

出産育児一時金

お子様をご出産されたときは、一児につき出産育児一時金を支給いたします。

産科医療保障制度加入の分娩機関で出産した場合	・・・420,000 円
産科医療保障制度未加入の分娩機関、または海外で出産した場合	・・・404,000 円

葬祭費

亡くなられたときは、葬祭費として次のとおり支給いたします。(特例組合員除く)

組合員(組合加入後)	満 5 年未満	・・・ 70,000 円	家族	一律 70,000 円
	満 5 年以上	・・・ 90,000 円		
	満 10 年以上	・・・110,000 円		

疾病予防

① 75 歳未満の方が人間ドックを受けたとき(1 人年度内 1 回)

・組合員 23,000 円以内 (満 50 歳の方は 34,000 円以内) 家族 18,000 円以内

● ただし、被保険者証記載の資格取得年月日より 1 年以上継続の方。

助成対象となる「人間ドック」は、胃部レントゲン又は胃カメラを含む総合精密健康診断、
脳ドック、PET 検査のいずれか。

受診時に東京都在住の方については、補助額に 4,000 円まで増額して助成。

また、受診した年度末時点で 40 歳以上の方、及び特定健診項目の結果(コピー)をご提出いた
だいた方には、10,000 円まで増額して助成。

② 特定健康診査・特定保健指導(1 人年度内 1 回)

- ・特定健康診査(40～74 歳の被保険者) 15,000 円以内
- ・特定保健指導(特定健診の結果、特定保健指導が必要な方)
動機付け支援 18,000 円以内 積極的支援 35,000 円以内

③ 75 歳以上の方が健康診断を受けたとき(1 人年度内 1 回)

- ・特例組合員 12,000 円以内



詳しくは組合までお問合せ下さい

文芸美術国民健康保険組合

〒101-0021 東京都千代田区外神田 5-2-1

外神田 S ビル 7 階

電 話 03(5807)3551 番(代)

ファクシミリ 03(5807)3554 番

ホームページアドレス <http://www.bunbi.com/>

平成 30(2018)年 4 月改訂